

一般廃棄物処理施設の維持管理計画

1. 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

(1) 大気汚染（排ガスの性状の基準）

項目	大気汚染防止法上の規制値	達成することとした数値
ばいじん量	150mg/Nm <sup>3</sup> 以下（O <sub>2</sub> 12%換算）	20mg/Nm <sup>3</sup> 以下（O <sub>2</sub> 12%換算）
硫黄酸化物	K値=17.5	20ppm 以下（O <sub>2</sub> 12%換算）
塩化水素	430ppm 以下（O <sub>2</sub> 12%換算）	50ppm 以下（O <sub>2</sub> 12%換算）
窒素酸化物	250ppm 以下（O <sub>2</sub> 12%換算）	80ppm 以下（O <sub>2</sub> 12%換算）
ダイオキシン類	1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下	0.1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下

(2) 水質汚濁（排水基準）

排水はクローズドシステムとして無放流とする。

(3) 騒音（騒音基準）

騒音については、無指定地域であるが、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準における第三種区域（準工業地域）の規制を準用し、敷地境界について50 dB(A)を目標とする。

(4) 振動（振動基準）

振動については、無指定地域であるが、新潟県公害防止条例の基準における第三種区域の規制を準用し、敷地境界について60 dBを目標とする。